

令和5年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- ・保護者が失職するなど、家計急変により収入が減少し低所得となった世帯に対する支援制度が設けられました。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。通常分の高校生等奨学給付金と両方の申請はできません。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、申請日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していない
- ・令和5年度の保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯でない

収入基準

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

（提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します）

2人世帯	2,044,000 円未満 寡婦（夫）の場合	5人世帯	3,214,286 円未満
3人世帯	2,214,286 円未満	6人世帯	3,700,000 円未満
4人世帯	2,714,286 円未満	7人世帯	4,137,500 円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

【収入見込額の算定期間について】

家計急変の事由発生日が

- ・令和4年1月2日以降令和5年3月1日以前→令和5年1月～12月の収入実績及び見込額により算定
- ・令和5年3月2日以降7月1日以前→令和5年7月以後1年間の収入見込額により算定
- ・令和5年7月2日以降→事由発生日以後1年間の収入見込額により算定

※給与支払見込証明書または収入申告書については、上記算定期間の収入実績・見込額が確認できるよう記入してください。

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- ・7月1日以前に家計が急変し、8月25日までに書類提出した場合

	全日制・定時制	通信制・専攻科
非課税世帯（第1子）	117,100 円	50,500 円
非課税世帯（第2子）	143,700 円	

- ・7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び8月25日以降に書類提出した場合
申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制・第1子）

117,100 円 × 6 月（10～3月） / 12 月 = 58,550 円

申請期日

7月1日以前に家計急変が発生した場合 令和5年8月25日(金)

7月2日以降に家計急変が発生した場合 令和6年2月29日(木) ※

※給付額は原則、申請書の提出のあった日の属する月の翌月(申請書の提出のあった日が月の初日である場合は、申請書の提出のあった月)以降の月数に応じて算定した額となりますので、7月2日以降に家計急変した場合は、すみやかに申請書を提出してください。

注意事項

家計急変に該当しない離職(定年退職)や、明らかな家計急変事由や収入減少が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

問合せ先・書類提出先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県教育委員会事務局 財務課 学校経理・整備班

電話 078-341-7711 (内線5636)